

令和３年第１回
別海町議会定例会会議録

至 令和 3 年 3 月 1 2 日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（令和3年3月4日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 行政執行方針 |
| 日程第 7 | | 教育行政執行方針 |
| 日程第 8 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 9 | 議案第12号 | 令和2年度別海町一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第10 | 議案第13号 | 令和2年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第14号 | 令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第12 | 議案第15号 | 令和2年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第16号 | 令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第17号 | 令和2年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第18号 | 令和2年度町立別海病院事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議案第19号 | 令和2年度別海町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議案第29号 | 工事請負契約の締結について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事） |
| 日程第18 | 発議第 1号 | 別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 選挙第 1号 | 別海町選挙管理委員及び補充員の選挙 |

○会議に付した事件

- | | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | 行政報告 |
| 日程第 6 | 行政執行方針 |
| 日程第 7 | 教育行政執行方針 |
| 日程第 8 | 提出案件の概要説明 |

- 日程第 9 議案第 12 号 令和 2 年度別海町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 10 議案第 13 号 令和 2 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 14 号 令和 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 12 議案第 15 号 令和 2 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 16 号 令和 2 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 17 号 令和 2 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 18 号 令和 2 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 19 号 令和 2 年度別海町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 29 号 工事請負契約の締結について（北海道公設光ファイバー整備推進協議会高度無線環境整備工事）
- 日程第 18 発議第 1 号 別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 選挙第 1 号 別海町選挙管理委員及び補充員の選挙

○出席議員（16名）

1 番 宮 越 正 人	2 番 横 田 保 江
3 番 田 村 秀 男	4 番 小 椋 哲 也
5 番 外 山 浩 司	6 番 大 内 省 吾
7 番 木 嶋 悦 寛	8 番 松 壽 孝 雄
9 番 今 西 和 雄	10 番 小 林 敏 之
11 番 瀧 川 榮 子	12 番 松 〆 政 勝
13 番 中 村 忠 士	14 番 佐 藤 ・ 雄
副議長 15 番 戸 田 憲 悦	議 長 16 番 西 原 浩

○欠席議員（ 0 名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三	副 町 長 佐 藤 次 春
教 育 長 登 藤 和 哉	代表監査委員 杉 本 義 久
監 査 委 員 竹 中 仁	農業委員会会長 小 野 榮 一
総 務 部 長 浦 山 吉 人	福 祉 部 長 今 野 健 一
産業振興部長 門 脇 芳 則	建設水道部長 山 岸 英 一
教 育 部 長 山 田 一 志	病 院 事 務 長 大 槻 祐 二
農業委員会事務局長 中 村 公 一	選挙管理委員会書記長 佐々木 栄 典
監査委員事務局長 小 林 由 治	総 務 部 次 長 佐々木 栄 典
福 祉 部 次 長 青 柳 茂	産業振興部次長 小 湊 昌 博
建設水道部次長 伊 藤 一 成	教 育 部 次 長 石 川 誠
総 務 部 課 長 佐々木 栄 典	総合政策課長 三 戸 俊 人
財 政 課 長 寺 尾 真太郎	税 務 課 長 伊 藤 輝 幸

防災交通課長 麻郷地 聡
 尾岱沼支所長他 福 原 義 人
 福 祉 課 長 干 場 みゆき
 保健課長兼母子センター長 干 場 富 夫
 農 政 課 長 小 野 武 史
 管 理 課 長 伊 藤 一 成
 上下水道課長 外 石 昭 博
 出 納 室 長 佐々木 いずみ
 生涯学習課長他 石川 誠
 図 書 館 長 他 新 堀 光 行

西公民館長他 田 村 康 行
 町 民 課 長 青 柳 茂
 介護支援課長 千 葉 宏
 老人保健施設事務長 竹 中 利 哉
 商工観光課長 田 畑 直 樹
 建築住宅課長 川 畑 智 明
 病院事務課長 小 川 信 明
 学 務 課 長 他 宮 本 栄 一
 中央公民館長 内 山 宏

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実

主 幹 松 本 博 史

○会議録署名議員

10番 小 林 敏 之
 12番 松 原 政 勝

11番 瀧 川 榮 子

◎議長挨拶

○議長（西原 浩君） おはようございます。

令和3年第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、年度末を控え、公私共に何かと多忙のところ、御出席をいただき厚く御礼申し上げます。

現在、国内の新型コロナウイルスの感染者は、43万人を超え、北海道でも感染者が1万9,000人に達しております。

見えないウイルスに対して、いつ感染してもおかしくない深刻な事態となっています。

先月から医療従事者に対してワクチン接種が始まっており、早期に終息し安心安全な社会が戻ることに期待しているところでございます。

当議会でも、不要不急の外出は避けるなど、各議員も感染予防に努めているところであります。

町民の方々の自粛生活などを送りながら生活環境も一変しましたが、感染予防に努めている皆さんに対して、改めて感謝と敬意を表したいと思えます。

本日から9日間の日程で定例会が開催されます。

本定例会は、このような状況の中でも、令和3年度当初予算を初め、条例改正などについて、慎重に審議しなければならない、大変重要な議会でありますので、関係各位の御協力をお願いいたします。

地方行政を取り巻く情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響は多大であり、依然として厳しさに歯どめがかからない状況にあり、迎える令和3年度も大変難しい行財政運営となることが予想されます。

第7次総合計画も3年目となりますので、3月12日までの日程の中で、十分な議論を尽くし、町民生活に大きく関連のある案件に対して、慎重に審議し適正かつ妥当な議決に至りますよう念願するものであります。

コロナを契機に、新しい生活様式による地域経済の循環デジタル環境の推進などにより、改めてあらゆる世代、地域の人々がつながり、絆が深まる世界になることに期待しております。

3月に入りましたものの、まだまだ寒さも残っております。

議員各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に、御協力を賜りますようお願いを申し上げて、開会の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） 会議に入ります前に申し上げます。

本会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場内ではマスクを着用するよう御協力をお願いいたします。

ただいまから令和3年第1回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により議長において指名いたします。
１０番小林議員。
- １０番（小林敏之君） はい。
- 議長（西原 浩君） １１番瀧川議員。
- １１番（瀧川榮子君） はい。
- 議長（西原 浩君） １２番松原議員。
- １２番（松政勝君） はい。
- 議長（西原 浩君） 以上、３名を指名いたします。

◎日程第２ 議会運営委員会報告

- 議長（西原 浩君） 日程第２ 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。
- なお、本件は、報告のみであります。
- 議会運営委員長。
- 議会運営委員長（小林敏之君） はい。
- それでは、議会運営委員会の報告を行います。
- ２月１９日及び３月３日に開催いたしました議会運営委員会で第１回定例会にかかわる運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。
- 第１回定例会に町側から提出されております案件は、全部で３２件であります。
- 提出されました議案は、令和３年度各会計予算８件、令和２年度各会計補正予算８件、条例の一部改正が９件、工事請負契約の締結が３件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更が１件、公有水面の埋立が１件、町道の路線認定及び廃止が１件、人権擁護委員候補者の推薦が１件であります。
- これら提出案件のうち、各会計当初予算の８件及び各会計補正予算の８件を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において質疑、討論、採決すべきものと決定し、「令和３年度各会計予算」と「令和２年度各会計補正予算」については、「予算決算審査特別委員会」に付託して慎重な審査をすべきものと決定いたしました。
- 次に、会期及び議事日程であります。
- 第１回定例会の会期は「３月４日から３月１２日までの９日間」とし、初日には行政執行方針、教育行政執行方針と町長提出議案のうち先議の申し出がありました「令和２年度各会計補正予算」８件の内容説明と「工事請負契約の締結」１件についての内容説明、質疑、討論、採決を行います。
- その後、議員提出議案の内容説明・質疑、討論、採決を行い、次に、任期満了が迫りました別海町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。
- 散会后、補正予算の審査を行うため、休会とし、「予算決算審査特別委員会」を開催いたします。
- ２日目の３月５日には先議案件の「令和２年度各会計補正予算」の討論、採決を行い、

先議以外の町長提出議案の第20号から第28号、第30号から第34号及び諮問第1号の15件について、内容説明と質疑を行うことといたしました。

なお、「令和3年度各会計予算」8件と「令和2年度各会計補正予算」8件、議案第23号から第26号の「居宅介護支援事業等や介護保険法に基づく関係条例の一部改正」の4件については関連がありますので、それぞれ一括議題とすることに決定いたしました。

翌週の3月8日、9日は一般質問を行うことといたします。

9日の一般質問終了後から11日までは休会とし、9日は「各常任委員会」を開き、10日、11日の2日間は「令和3年度各会計予算」の審査を行うため、「予算決算審査特別委員会」を開催いたします。

11日には「一般会計」の審査、12日は「一般会計」、「特別会計」及び「企業会計」の審査を行い、会計ごとに討論、採決を行うことといたしました。

最終日の12日は、特別委員会に付託した議案の審査結果の報告、町長提出議案の討論、採決を行い、議会基本条例調査特別委員会から最終報告を行うことと決定いたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております、一般質問は、田村議員、中村議員、宮越議員、外山議員、横田議員、木嶋議員、瀧川議員、小椋議員の8名で全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うことといたしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と、活発な政策論議となるよう町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、議員発議案件であります。

現在、予定されておりますのは、議員提出案件は1件であります。

内容は、「別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を、私、小林から提出するもので、本日提案することになっております。

最後に反問権についてですが、町長ほか職員が議長の許可により議員の質問に対して論点を明確にするためのもので、議会での論議が活性化し、議論のポイントを町民の皆様にわかりやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ執行機関、並びに議員各位には、趣旨を十分理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議いたしました内容といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの9日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月12日までの9日間と決定いたしました。

◎日程第４ 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第４ 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第５ 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第５ 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和３年第１回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方、お忙しい中、全員の御出席をいただき、大変ありがとうございます。

定例会開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

年明けに首都圏を初めとする１１都府県に発出されました緊急事態宣言は、現在も１都３県で継続するなど、未だ予断を許さない状況が続いております。

本町におけます新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、これまで、国の交付金等を活用し、緊急支援や感染症対策の取組等を実施していたところでございますけれども、本年度予算の繰越しにより、追加対策や新年度における新たな事業につきましても２月１６日の臨時議会で申し上げましたとおり、今後はしっかり進めていくこととともに引き続き、新型コロナ感染症の状況、そして地域経済や町民生活への影響を見極めながら町民の皆様の安全安心に向けた取り組みをしっかりと進めていかなきゃならないと考えております。

新型コロナウイルス感染症にかかわるワクチン接種につきましては、現在、福祉部を中心といたしまして、所管を超えた庁舎内の協力体制のもとに、実施に向けて準備を進めているところでございます。

接種の方法につきましては、現在のところ、特設会場の設置これによる集団接種の実施に加えまして、医療機関での個別接種につきましても可能となるように関係機関と協議を調整しているところでございます。

なお、ワクチンの供給量や配送の時期など、大変不確定な要素が多いことから、準備の途中においてこれまでの計画を見直すことも想定はされますけれども、今後も国の動向を注視し、適切にワクチン接種が実施できるようにしっかり準備を進めていきたいと考えております。

次に、合葬墓についてでございます。

既に広報紙等で周知をしているところでございますけれども、昨年１１月に完成いたしました「別海町合葬墓」は、使用に向けた準備を整えまして、４月１日から使用申請の受け付けを開始することとしております。

墓の維持管理や、継承者不足に対する不安の解消を、埋蔵方法の選択肢を広げるための施設として、末永く使用できるように、適切な管理運営に努めていきたいと考えております。

次に産業の動向でございます。

酪農畜産の情勢でございますけれども、町内の生乳生産量は、昨年１月から１２月末で５０万１、０００トン、これは対前年比で１０２％、また額で申し上げますと、５３２億４、０００万円ということで、これは対前年比１０４．６％となっております。

乳量及び生産額につきましては、事業者の自助努力はもちろんのこと、乳価の安定や生産基盤の拡大など、1戸当たりの飼養頭数や生乳生産量は増加傾向にあったことから、乳量につきましては、町政史上初めて50万トンの大台を超える結果となりました。

生乳生産農家戸数は、本年2月1日現在で17戸離農しまして、17戸のうち13戸が後継者不足による離農でございます。

そして、4戸は昨年新規就農をしております、農家戸数としましては全体で622戸となっております。

次に、水産業でございます。

昨年1月から12月までの水揚げ状況は、漁獲量で2万3,435トン、これは対前年比で74%となります。

金額では56億440万円。

これは、また対前年比59%になっているということでございまして、漁獲量及び漁獲金額ともに大変落ち込んだ結果となりました。

要因といたしましては、コロナ禍の影響を受けた主力魚種であります「ホタテ」の漁獲量の調整に加えまして、「秋サケ漁」では昭和40年代以来の大変記録的な不漁となったことによるものでございます。

昨年12月から操業開始としました「冬期のホタテ漁」につきましては、漁期は5月末までを予定しておりますけれども、まだコロナ禍の影響による流通停滞はありますけれども、中国などへの輸出が好調になってきたことから、価格については昨年より若干高い状況となっております。

今後も市場価格の動向などにしっかり注意していかなきゃならないと考えております。

次に、「エゾシカ駆除」の状況でございますけれども、昨年春と秋に実施しました銃器による駆除でございますけれども、一昨年を143頭上回ります総数で2,307頭を駆除しました。

また、昨年12月から始まっております野付半島と走古丹地区での「囲いワナ」による生体捕獲でございますけれども、これも2月20日現在で、昨年同期を67頭ほど上回ります349頭となっております。

なお、両地区での生体捕獲につきましては3月末まで実施する予定でございます。

次に、商工業と観光についてでございます。

商工業につきましては1月末現在「起業家支援事業」は7件ということで、これは昨年を下回っておりますけれども、例年と大体同じぐらいということでございます。

「にぎわい商店街創造事業」は20件ということで、これは大幅に増えております。

この20件のうち19件がコロナ関連の事業となっております。

さらに、もう一つの「地域貢献中小企業の支援事業」は昨年よりも5件ほど増えまして33件でございます。

観光につきましては、1月末現在の入込数は、やっぱりコロナ禍の影響を大きく受けたことから、対前年比で49.7%にとどまって数字で言いますと、15万2,000人となっております。

冬期間の人気観光に定着してきました「水平線ツアー」も、緊急事態宣言等による往来自粛によりまして、団体ツアーが見込まれず大変厳しい状況となっておりますけれども、今後、期間延長となりました、GO TOトラベルの再開に期待するところでございます。

次に、除雪の状況についてでございます。

一昨日の降雪も含め、今シーズンは、1月から現在まで延べ42日間除雪作業を行っております。

このうち10センチ以上の降雪により、全車出動となった日が4日間ありまして、そのほかに地域限定で一部民有車を7日間出動させております。

この実績によりまして、除雪委託料は、1億1,200万円程度となる見込みでございまして、予算が1億5,000万でございますので、残額は3,800万円となっております。

今後、2回程度の全車出動には何とか耐えられるなというふうに考えております。

いずれにしましても、今後におきまして、冬期交通の安全を確保し、町民生活や産業活動の支障にならないように万全を期していかなければならないと考えております。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

この後の定例会におきまして、補正予算、新年度予算と提出した議案につきましては、御理解、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましての、御挨拶と行政報告とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

◎日程第6 令和3年度行政執行方針

○議長（西原 浩君） 日程第6 令和3年度行政執行方針について説明があります。

町長。

○町長（曾根興三君） 少し長くなりますけれども、令和3年別海町議会第3回定例会の開会に当たりまして、町政執行の所信を申し上げます。

昨年1月に、国内で新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、未だ終息の目途は立たない大変厳しい状況になっておりますけれども、これまで医療、福祉等、様々な分野で大変多くの皆様が、感染症に対しての対応のために御尽力をされました。

また、町民の皆様にも、制約の多い、不自由な生活の中で感染症の拡大防止に御協力をいただいたところでございます。

執行方針を述べるに当たり、この間、御尽力、御協力をいただきましたすべての皆様方に心より、感謝と御礼を申し上げます。

コロナ禍において、本町を取り巻く状況は依然として厳しいところでございますけれども、一方、節目の年にふさわしく、令和3年度には、多くの町民の皆様が心待ちしておりました生涯学習センター「みなくる」が完成をいたします。

令和3年度は町制施行の50周年に当たる年でございます。

この50周年の記念式典は、この生涯学習センターの完成を待って、晴れやかに挙行する予定としておりますけれども、令和3年度は、町制施行50周年を契機として、「みなくる」をシンボルに、未来に向かって持続可能なまちづくりを進めるための、基礎を築き、新たな種をまく1年と位置づけ、町の魅力を内外に広く発信してまいります。

町政執行の基本的な考え方につきましては、これまで同様、町民と行政が一体となって策定いたしました「第7次別海町総合計画」の基本目標に基づき、各種施策を推進していきたいと考えております。

社会は今、ポストコロナ時代に向けて大きく変化しようとしております。

新しい生活様式への対応やデジタル化の推進など、大変厳しい財政状況下にあることを

踏まえながら、各般にわたる施策の推進に力強く邁進していく所存でありますので、町民の皆様方の御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、第7次総合計画の6つの基本目標に沿って新年度の主要施策について申し上げます。

まず、主要な施策の推進についてですけれども、地域資源を生かした産業のまちづくり、この部分につきましては、本町の重要な基幹産業であります酪農は、近年畜産クラス事業などを活用した、生産基盤の拡大や乳価の安定から、農業生産額や生乳生産量は増加傾向にありますけれども、農業従事者の高齢化や担い手後継者不足により離農が減少しない状況にあります。

農業生産の減退や地域コミュニティの活力低下を招かぬよう、新たな担い手の確保及び後継者対策については、引き続き、町や関係団体で構成します別海町担い手支援協議会及び産業後継者対策相談所を中心として取り組んでまいります。

加えて、新規就農希望者が円滑かつ確実に就農できるよう、酪農研修牧場を核とした地域の幅広い関係者を含む受入態勢、これを構築するとともに、就農時の負担軽減を図るため、各種補助事業の活用を推進してまいります。

また、大・中・小規模経営体それぞれの規模の形態が混在した足腰の強い柔軟性を備えた酪農地帯となりますように、草地基盤整備などを計画的に進めるとともに、町全体への光回線整備によりスマート農業の導入など、生産性の向上と労働負担の軽減を図る取り組みを推進していきます。

また、家畜排せつ物の処理につきましては、環境への負荷軽減を図るため、町、事業者及び関係団体と一体となった適正な管理に努めてまいります。

平成28年度は、本町の農業農村の振興に取り組む共通の支援として作成しておりました「別海町農業・農村振興計画」及び「別海町酪農・肉用牛生産近代化計画」でございすけど、これについては、町の「食料農業農村基本計画」などの国の食料農業農村基本計画などの見直しに合わせまして、令和3年度に計画の内容を検討してまいります。

森林環境の保全については、森林環境譲与税を活用し、民有林整備の促進を図るため、森林経営管理制度に基づいた意向調査を継続し、河川環境保持に向けた町内主要河川沿いへの河畔林整備を進めてまいりたいと考えております。

水産業の振興につきましては、主要魚種であります秋サケ漁獲量の低迷が続く中、昨年の記録的な不漁を受けて、早急に増殖事業を強化することが重要であるということから、関係機関と連携し資源回復や回帰率の向上等に向けて、取り組みをしていかなければならないと考えております。

加えて、根付け資源であるホタテやアサリの漁場造成や種苗放流など、「つくり育てる漁業」、これを国や北海道と連携して推進し、漁家経営の安定を図っていかなければならないと考えております。

また、地震津波等の大規模災害に備えて、現在進めております尾岱沼漁港での防潮堤の建設につきましては、引き続き北海道や関係機関と連携し災害に強い漁港づくりを推進してまいります。

観光振興については、終息の兆しが見通せないコロナ禍により、インバウンドはもとより他地域からの観光入込客が、大幅に落ち込んでいる現状は続いてまいりますので、ポストコロナを見据えて、地域の魅力発信の強化、これに加えて、「東北北海道自然美への道DMO」や「知床根室観光連盟」と協力をしながら、1日も早い観光客の入込客これらの回復

に努めていかなきゃならないと考えております。

商工業の振興については、コロナ禍による長引く外出自粛ムードの影響から、多くの町内中小企業等が売り上げを落としておりまして、今後も厳しい状況であります。

町内にあるすべての事業者が事業継続できるよう、商工会とも綿密に協議を行いながら、引き続き必要に応じた各種支援策を実施し、地域商工業への経営持続化に努めていかなきゃならない、これも大事なテーマであると考えております。

なお、令和3年度から町が行う特定健診等の事業を利用した際に、商工業振興協同組合が実施しております「カウカウポイント」を付与する「行政ポイント事業」に新たに取り組みまして、町の事業への参加率の向上と地域経済活性化の相乗効果を目指していきたいと計画しております。

町の公の施設でありますふるさと交流館の運営につきましては、令和3年度から指定管理者制度によらず、直営で行うことといたしました。

まずは、入浴サービスに限定し運営をしますが、利便性の向上もちろん、より一層町民に愛され、多くの方々に利用いただけるよう、サービスの向上を図っていかなきゃならないと考えております。

次に、人と自然が調和するまちづくりでございます。

エゾシカによります植生被害等に関しましては、別海町鳥獣被害防止計画に基づきまして、引き続き町内全域を対象とした銃器によります春駆除と秋駆除、これを行うとともに、鳥獣保護区におけます越冬地対策、これは生体捕獲でございますけれども、これを実施してまいります。

ごみ等の廃棄物処理につきましては、適正かつ安定的な処理を継続するとともに、ごみを減らす、再利用する、そして再生利用する、不要なものの受け取りを断る、この「4つのR運動」これをしっかり推進し、環境保全と資源の有効活用を推進します。

おかげさまで広域ごみ処理場に持ち込むごみの数量もこの分別によって、別海町は減ってきております。

町民の憩いの場、子供たちの遊び場など多くの機能を持つ公園につきましては、今後も、町民が安心して快適に利用できるよう施設の状況把握に努め、町内会などとの協働により維持管理を行ってまいります。

先ほど申し上げました別海霊園内に設置しました「別海町合葬墓」これは4月から供用を開始いたします。

次に、ともに支え合う健やかに暮らせる福祉のまちでございます。

健康づくりの推進につきましては、生活習慣病これの一次予防に重点を置きまして、疾病の早期発見及び重症化の予防をこれにつながる各種健康診断の受診勧奨や保健師等によるきめ細やかな保健指導を積極的に進め、すべての町民が健康で生き生きと暮らせるよう保健事業の充実を図ります。

うちは予防対策、これに、従来から力を入れておりますので、この政策もしっかり進めていきたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症対策として国が進めますワクチン接種については、速やかに接種を開始することができるよう体制整備を図り、これは町民の安全安心を1日も早く確保していかなければならないと考えております。

国によります地域医療構想、これは新型コロナウイルスの蔓延によって方針等の作成は延期されておりますけれども、広大な面積を有します本町において、唯一の病院でありま

す町立別海病院の存続については、これは統合が決められる前に、しっかり関係機関にうちの大切さを訴えていかなきゃならないというふうに私は懸案事項の重大案件だというふうにとらえておりますし、行動していかなきゃならないと考えております。

なお、病院経営については、近隣の病院と協調はできるところはしっかり協調を進め、また、オンライン診療の推進を検討するなど、安定的かつ効率的な医療の提供に努めます。

医療従事者の確保につきましては、引き続き医師確保推進機関等との連携や札幌医科大学との関係をしっかり維持し、奨学資金制度の活用などを合わせて、安定的な人材確保に努め、町民が求める医療の提供及び予防医療、これの推進を図ります。

町民誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、地域共生社会の実現に向けた、地域福祉計画を策定するとともに、社会福祉協議会をはじめ、各町内会及び各種福祉団体等と連携をし、提携に密着した住民参加型の体制づくりを進めます。

また、在宅で暮らします高齢者及び障がいのある方の不安解消と、安全確保のために、緊急通報システム事業や、災害等の避難行動要支援者支援制度によりまして、緊急時の支援体制の充実に努めます。

また、現在行っております福祉牛乳の支給や入浴券バスハイヤー共通利用券の給付など、高齢者や障がいのある方など、健康増進及び社会参加を目的とした事業は、引き続き継続して実施してまいります。

なお、町内の公共交通空白地帯に住む高齢者等の交通手段として、これまで試行によりまして実施しておりました「通院等乗合ハイヤー事業」は、これは需要の高まりを受けまして、新年度から本格運行に移行して実施してまいります。

次代を担う子供たちが健やかに育つよう、安心して子どもを産み、子育てできる環境の充実に図るため、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づく各種事業を継続して実施します。

また、国が示しております「子育て世代包括支援センター事業」の実施については、町がこれまで取り組んできました、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制に加えましたサポートネットワークの構築による包括的継続的な相談支援体制の強化を図り、より充実した支援環境の整備を図ります。

そのほか、子供の誕生を町全体で祝福するために出産祝金贈呈事業や、それから中学生までの医療費を無料にする子ども医療費助成事業これは引き続き実施し、子供の健やかな成長と子育て世代への支援を続けてまいります。

保育園の運営は、待機児童を出さないことを町の責務として、地域のニーズを的確にとらえ、子どもの数の推移などを勘案し、私立認定こども園等と連携して地域の実情に考慮した多様な保育サービスの充実に努めてまいります。

また、障がい者支援につきましては、障害者計画の基本理念であります「障がいのある人もない人も一人ひとりが輝く共生のまち」の実現を目指し、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づき、各種サービスの提供体制の確保や、発達過程に心配のあるお子さんに対する早期療育支援の充実、これも努めてまいります。

高齢者が、健康で生きがいを持って暮らし続けられるよう、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの進化推進に向け、生活を支援するサービスや介護サービスの充実に図るため、各種施策を総合的に、計画的に推進してまいります。

また、これらのサービスを担っております介護サービスの提供体制、これの充実を図るために、介護職員確保対策事業の拡充を図り、人材確保にも努めてまいります。

さらに国民健康保険は、財政運営の責任主体であります北海道や関係機関と連携し、健全な事業運営に取り組むとともに、国保の運営に関する統一的な方針であります「北海道国民健康保険運営方針」が昨年１２月に改正され、統一保険料率を目指す方針が明記されたことから、将来的な財政負担に向けて、財源確保や賦課方式改正の検討を進めてまいります。

また、特定健診などの保健事業により、生活習慣病の発症と重症化予防の促進を図り、医療費抑制を健康づくりとして推進をしてまいります。

また低所得者が自立し、健康で文化的な生活を送ることができるように、関係機関や民生委員、児童委員等との連携を強化し、潜在的な生活困窮者の実態把握に努めるとともに、生活保護制度など既存制度の適正な運用の早期支援に努めてまいります。

生涯を通じた人と文化を育む学びのまちですけれども、これは基本計画も教育行政にかかわる具体的な方針につきましては、この後、教育長から教育行政執行方針で詳しく述べると申し上げますので、私の方からは省略させていただきます。

社会教育の推進につきましては、身近な各公民館や図書館を拠点として、幅広い人材の学習ニーズに対応できる機会の提供に努めてまいります。

また、社会学習や学習交流活動の拠点となります生涯学習センター「みなくる」は、令和４年度からの供用開始に向けて、施設の運用や事業内容の具体化を進めるとともに、「ぶらと」それから「マルチメディア館」この３館連携に向けて準備を進めてまいります。

それから、子供たちが自分の住む地域への興味や関心を持ち、まちづくりに参画する機会として、昨年度中学生を対象に実施しました「べつかい子ども未来議会」を令和３年度は、高校生を対象に実施してまいります。

地域に根差した高等学校教育の継続を目指して、別海高等学校の普通科３間口の確保及び酪農経営科生徒の増員を図るため、別海高等学校や関係機関と連携しながら、寄宿施設利用者への助成を初めとした各種支援事業と情報発信を継続して実施してまいります。

それから、ポータルサイトの拡充や返礼品提供業者の増加によりまして、堅調な伸びを示しておりますふるさと応援寄附金につきましては、今後も地場産品等の返戻を通じて、本町の魅力を伝え、交流人口及び関係人口の拡大に寄与する取り組みを強化することで、自主財源の確保につなげてまいります。

担当部局の充実も考えております。

移住定住対策につきましては、コロナ禍における取り組みとして、オンラインによる移住相談を活用した対策を推進するとともに、旧職員住宅を活用した移住体験施設の整備を行い、コロナ終息後に備えた移住体験希望者の受け皿となる体制を整えています。

安全で安心して暮らせるまちづくりですけれども、住宅対策といたしましては、空き家の利活用や解体費用の補助金等の支援によりまして、空き家の発生抑制を図っていかねばならないと考えております。

また、既存住宅の耐震改修費用等の一部を助成補助することにより、大規模地震による倒壊被害等の抑制にも取り組んでいかねばならないと考えております。

その他社会基盤であります。

道路、橋梁の整備につきましては、町道の舗装化及び「橋梁長寿命化修繕計画」に基づ

き橋梁の修繕を計画的に進め、歩行者や通行者らの安全確保並びに住民生活の利便性の向上を図っていかねばならないと考えております。

また、上水道、下水道につきましては、国の補助事業等を有効的に活用し、長寿命化や耐震化との施設整備を計画的に実施するとともに、下水道区域外の合併浄化槽の普及推進も図ってまいります。

また、下水道事業の持続可能な経営基盤の確保のため、地方公営企業法の適用に向けて、取り組みを進めます。

町民生活のサービスの向上と安定した情報通信基盤の確保を図るために、国の高度無線環境整備推進事業を活用して、町内全域に光回線の整備を進めます。

また、国・地方を通じ行政のさまざまな分野において、情報通信技術を効果的に活用する取り組みを加速していることから、情報推進管理これにかかわる役場の組織体制を強化し、今後のデーター化に向けた動きへの対応を進めてまいります。

防災対策につきましては、今後、北海道から示される津波対策の基本となる新たな太平洋沿岸の津波浸水想定により、町の防災ハザードマップを一新し、津波避難計画の強化に向けて取り組みます。

また、町民生活に密着した地域情報の発信ということで、災害時における迅速かつ適切な情報の提供手段を確保するために、令和3年度からコミュニティFM放送と施設の整備に着手します。

これは、FM中標津の放送が、別海町でも聞けるような体制に取り組んでいきたいと計画をしております。

交通安全・防犯活動については、交通死亡事故の撲滅及び犯罪の未然防止など、交通安全協会や防犯協会等の関係機関と連携して、啓発活動等の取り組みを行い、交通安全や防犯意識の向上を図ります。

別海町内でも、交通事故、そして災害等もありますので、やはり安全を確保していくという取り組みは重要な課題であると認識しております。

また、高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺を未然に防ぐため、消費者団体等の関係機関と連携をして啓発を行うとともに、相談体制の一層の充実を図り、町民の消費生活における安全安心の確保に努めていかねばならないと考えております。

6番目に参画と協働で共につくるまちですけれども、「自治基本条例」を基本に、「町民参加」や「情報開示」に取り組んでまいりました。

今後も、住民参加のまちづくりを進展させ、多くの町民の皆様の意見を行政運営に反映できるよう取り組みをさらに進めてまいります。

認知症高齢者や障がいのある方々の権利を守り、住みなれた地域で安心して生活を続けることができるように、成年後見事業実施機関であります社会福祉協議会と連携を図りながら、更なる制度の周知と後見事業を支える市民後見人の養成を進め、権利擁護体制の充実を図っていききたいと考えております。

また、北方領土問題につきましては、新型コロナウイルス感染拡大等の影響ありまして、令和2年度は4島交流事業がほとんど中止となりました。

新年度において事業が早期に再開されることを期待するとともに、平和条約の締結に向けたこれまでの取り組みが後退することのないよう、政府間協議の進捗を注視しながら、隣接地域の一員として、関係機関と連携し、返還運動を展開してまいります。

職員の人材育成につきましては、政策形成や、創造的能力などの向上を目的に実施して

おりました職員研修に加えまして、民間団体等への職員派遣の継続、さらには今後の町行政において、国の実績に立脚した政策立案が行えるように、国との人事交流を取り入れ、よりよい地域づくりのために力を発揮できる職員の育成に努めてまいります。

国への派遣につきましては、全国で少ない窓口だったんですけれども、別海町もそれができる間口を1ついただきましたので、これを機会にしっかり職員研修のために派遣させていきたいと考えております。

本町の財政運営は、今年度作成しました「別海町中長期財政運営基準」で示されておりますとおり、当面の間、極めて厳しい状況が続くものと見込んでおります。

そのような中でも、時代に応じた施策を展開しなければなりません。一方で、徹底した経費削減や、業務改革を初め、既存サービスの見直しについても、町民の皆様と一緒に考えて実行していくことが必要であります。

特に、公共施設を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減平準化することや、人口減少社会である現在、公共施設の最適配置これを実現することも重要な取り組みであると考えております。

そのため、現在、主要な公共施設の「個別施設計画」の策定作業を進めておりますけれども、令和3年度にはこの情報を活用し、本体計画となります「公共施設等総合管理計画」の見直しに取り組んでいくというふうに考えております。

むすびになりますけれども、以上、令和3年度、町政運営を進めるに当たりまして、私の所信の一端を述べさせていただきました。

世界中を襲った新型コロナウイルス感染症は、私たちの暮らしや働き方、社会の仕組みなどを短期間で大きく変化させてしまいましたが、時代が大きく変化している今こそ、50年先、100年先の未来を明るくものとするために、見直すべきものは大胆に見直し、守るべきものはしっかりと守る、そういう姿勢をもって、私たちが誇る別海町の大切な財産を次の世代に引き継いでいかなければならないと考えております。

そのためには、町は町民生活に最も近い基礎自治体として、町民自らが主体的に取り組む地域の課題解決の活動を支援し、そして、町民参加のまちづくりは円滑に進められるよう広報啓発活動を広く進めてまいります。

行政責任者として、多くの方々からいただいた信頼や期待の声を力として、情熱と信念をもって、持てる力の限りを尽くし、魅力あふれる別海町の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

町民の皆様の御理解と御協力を心よりお願い申し上げ、令和3年度の行政執行方針いたします。

ありがとうございました。

以上で、行政執行方針の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第7 令和3年度教育行政執行方針

○議長（西原 浩君） 日程第7 令和3年度教育行政執行方針について説明があります。

教育長。

○教育長（登藤和哉君） 令和3年第1回の定例会の開会に当たりまして、別海町教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

「第7次別海町総合計画」の目指す将来像の実現に向けて、町長部局や関係機関と連携を図り、子供たちを初め全町民が、心豊かに生きがいのある充実した生活を送ることができるように、生涯を通じて人と文化を育むまちづくりに向け、「チーム別海」で施策を進めます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年はさまざまな取り組みが中止となりました。

今後についても不透明な状況にはありますが、感染拡大防止に努めながら、町民の多様な学びを保障し、本町全体が笑顔あふれるまちとなるよう、行動と実践に力点を置き、取組の実現に向けて万全を尽くしてまいります。

続きまして、教育行政の執行に臨む基本となる姿勢について申し上げます。

コロナ禍にあっても、本町全体が「笑顔あふれるまち」となるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となり、「チーム力の向上」をベースとした3点について施策を進めてまいります。

1点目は「みんなで決めてみんなで行う」取組の推進です。

現在、全学校区で実施している「コミュニティ・スクール」では、その理念である「地域の子どもは地域が育てる」を実践し、「地域の活性化」につながるよう各学校区の運営協議会と連携を深め、取組を進めてまいります。

2点目は、「チーム学校、チーム別海で連携協力する」取り組みの推進でございます。各校が「チーム学校」として機能し、より強い組織力を発揮できるよう連携するとともに校長会と一層の連携を図ってまいります。

また、「コミュニティ・スクール」を通じて、保育園、幼稚園、学校、地域が有機的な結びを強め「チーム別海」となるように、教育委員会がコーディネートします。

3点目は、「地域ぐるみで共に支え合い学びを育む」取り組みの推進です。

そのために、学校教育では、「コミュニティ・スクール」を軸に、社会教育については生涯学習センター「みなくる」や各公民館等拠点とした「学び」を育むことができるよう各関係団体と連携を深め、取組を進めてまいります。

コロナ禍において、この難局を乗り越えるために、この間のことは「使命の道は厳しいほど必ずその後の人生の糧になる」ととらえていただきたいと思います。

したがって、コロナ対応は決して無駄な苦勞ではないというふうに確信しております。

令和3年度もコロナとつき合うことになりそうですが、この1年の経験に基づいた効果の振り返りは必要です。

それを踏まえ、昨年できなかったことを「工夫してでも実施しよう」をベースに、安全に配慮する方針です。

次に、「第7次別海町総合計画」を基に、重点的に取り組む施策を申し上げます。

1点目は、「生涯にわたり学ぶ社会教育の推進」についてです。

全ての町民が、生きがいをもって暮らせる社会を実現するために、地域の絆を深め、町民が主体となり、活力あるコミュニティづくりを通し、生涯にわたって学ぶことができる環境が大切です。

生涯学習の拠点となる生涯学習センター「みなくる」は令和4年度から供用開始するため、より具体的な施設の運用や事業内容の協議を進めるとともに、「ぷらと」と「マルチメディア館」の3館連携事業の準備を進めてまいります。

町民の生涯にわたる多様な学びにおいては、各地区の学びの拠点である各公民館で、母親の学びの場である乳幼児母親家庭教育学級、特色ある体験的活動を行う「アドベンチャースクール」を初めとする青少年スクールや、高齢者の生きがいを高めるための場である「寿大学」などを通して、幅広い世代のニーズに対応できる学習の場を提供いたします。

また、町民へよりわかりやすく、身近な情報提供するとともに、学習成果を生かす機会を機会の充実を図り、人のつながりを大切にした地域コミュニティの形成を推進し、地域の人材を活用した異世代交流事業に取り組んでまいります。

図書館では、地域の読書活動の振興を担うとともに、「ブックスタート事業」の継続と乳幼児のために利用しやすい環境整備を図るなど、利用者のニーズの多様化に対応するよう努めてまいります。

併せまして、学校と連携し学校図書室の環境整備を進めるとともに、授業で使用する資料貸出しや、「ブックトーク」を実施いたします。

さらに、上西春別中学校に設置しています「地域開放型図書室」では、学校や地域とより連携し、開館日数を増やすことなどで読書率の向上を図ってまいります。

令和3年度の「べつかいこども未来議会」は、高校生を対象に実施します。

計画の最終年となりますが、本町の将来を担う子供たちの主権者教育を進め、地域の教育力を高めてまいります。

これらの社会教育の推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を十分講じながら実施をしていきます。

2点目は、「生き抜く力を育む学校教育の充実」についてです。

社会の変化が著しく予測困難な時代の中、本町の将来を担う子どもたちの自律的な学びや、「生き抜く力」を高め、笑顔が輝き、笑顔で学ぶ子どもたちを育み、「笑顔あふれるまち べつかい」の未来を築いていくことが重要です。

私は、「人は家庭で育ち、学校で学び、地域で伸びる」と考えております。

町内すべての学校区で実施している「コミュニティ・スクール」においては、各学校区の「地域でめざす子ども像」の実現に向け、地域一丸となり、特色を活かした取組の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」そして「地域の活性化」へつなげます。

また、本町の「学校適正配置計画」を基に、「コミュニティ・スクール」と親和性の高い「小中一貫教育」について各学校区と連携し、協議・検討を行ってまいります。

「別海町生きる力アッププロジェクト事業」では、「ふるさと教育」と「学びの土台づくり」に力を入れた事業を展開してまいります。

ふるさと教育については、令和2年度から作業を進めてきた本町独自の社会科副読本が完成したので、授業で活用するとともに、各家庭でも利用できるようなすべての児童生徒及び教職員に配布いたします。

また、副読本は、子どもから大人まで興味・関心を持てるよう構成しており、様々な場面で積極的に活用して子どもたちが本町に誇りを持ち、自分の将来について自ら考え行動

できる力をはぐくみます。

学びの土台づくりにおいては、書評合戦である「別海型ビブリオバトル」をはじめとした読書活動を推進するとともに、新聞を教育に活用する「N I E」について、引き続き「別海町新聞の日」を設け、月に一度、児童生徒の手元に新聞を配布し、子どもたちの読解力向上に取り組んでまいります。

G I G Aスクール構想により、本町の小・中学校に「一人1台端末の整備」と「校内通信ネットワーク整備」を行い、また、緊急時に対応するための遠隔学習機能を強化する機器の整備等を完了いたしました。

令和3年度は、これらを活用し、各学校の業務の効率化を図るとともに、デジタル化に対応できる高度なスキルを持った人材を育てることはもちろん、人として成長する機会ととらえ、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる学習の場を構築いたします。

また、町内小中学校のうち8校では、国で実施する学びの保障・充実のための学習用デジタル教科書実証事業に参加をいたします。

不登校やいじめ問題の解決に向け、「教育相談」の充実を図るため、学校と連携を深め、昨年度、新たに開設した西地区の「ふれあいるーむ」サテライトをはじめ、スクールカウンセラー、「ふれあいるーむ」指導員、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を行います。

特別支援教育の充実においては、令和3年度から西地区へ通級指導教室を設置し、年々増加傾向にあります通常学級で配慮が必要な児童生徒への対応を進めるとともに、新たな地区への設置について、調査研究に取り組んでまいります。

防災教育については、日常の人と人の強いつながりが、災害に強い地域を創る結果防災の視点を持ち、「つながり」を大切にした各学校区の取組を支援していきます。

学校教育の推進においては、学校現場と教育委員会が連携し、信頼を高めて距離感を縮めることが、学校力の向上につながり、さらに教師の力を育てることが、子どもたちの学力向上につながります。

引き続き、若手教員や期限付教員の教師力向上に向けて、校長会、教頭会と連携した取り組みを進めてまいります。

コロナ禍の中、児童生徒の学習意欲を促し、「自律的な学習」に向かう姿勢をはぐくむとともに、保護者の負担軽減のため、多くの児童生徒が受検する「漢字検定」、「英語検定」、「算数・数学検定」について、引き続き、希望する児童生徒へ受検料を助成いたします。

学校給食センターでは、子供たちが将来を通じて、健全な食生活を実践できるための「食育」を、各学校と連携し進めていくとともに、食材の地産地消等にも努めながら、安全な学校給食の提供を行います。

また、食物アレルギーを有する児童生徒の状況について、他の児童生徒からも理解が得られるよう、食物アレルギーに関する内容の指導を行ってまいります。

子供たちへの効果的な教育活動を行うために推進している「学校における働き方改革」は、学校閉庁日の拡充、部活動休養日の完全実施、在校等時間計測などの取組を継続して実施するほか、実効性のある新たな取組を検討・実施してまいります。

地域を担う若者の育成においては、別海高等学校の普通科3間口の確保及び酪農経営科生徒の増員を図るため、寄宿施設利用者への助成を初めとした各種支援事業を引き続き実施してまいります。

3点目は「郷土愛と社会性を育む青少年の健全育成」についてです。

本町の次世代の担い手となる、青少年の「夢の実現」と「目標の達成」を支え、豊かな社会性とふるさと「べつかい」への郷土愛をはぐくむため、町ぐるみで施策を推進してまいります。

ふるさと教育においては、学校等と連携し、スポーツ・文化活動や「加賀家文書館」を初めとした社会教育施設や、新たに作成した社会科副読本を活用し、郷土愛をはぐくむ教育の充実を図ります。

健全育成と生活習慣の改善においては、引き続き町独自の「メディアコントロールシート」を活用し、子供が主体的にメディアとの付き合い方を考える機会を通して、青少年の豊かな社会性と情報モラルの育成を図ってまいります。

また、地域の特性や人材を活用した青少年スクール事業を通じて、青少年団体の育成と連携の強化を図ります。

なお、青少年の体験・交流により、生きる力と社会性を養うための「少年少女ふれあいの翼交流事業」は、令和2年度、中止となりましたが、子供たちにとって、見聞を広げ社会性を養う大切な場となっていますので、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、取組を進めてまいります。

4点目は「地域に根ざし個性あふれる地域の芸術文化の振興」についてであります。

地域の芸術文化の振興においては、別海町文化連盟を初めとした各団体への支援により、地域の芸術・文化の振興を図るとともに、貴重な文化財や本町の歴史を学び、理解を深める機会の充実を図ることで、郷土愛の育成に努めてまいります。

史跡旧奥行臼駅通所を初めとする奥行地区文化財は、道内外から多くの方々が見学に訪れており、引き続き情報発信を行うとともに、「奥行臼散策デー」を開催するなど、地域の文化財を学ぶ機会の拡充に努めてまいります。

また、三つの異なる交通遺産が集中する奥行地区を総合的に整備し、歴史観光スポットとして活用するため、仮称奥行臼史跡公園の整備基本構想を策定してまいります。

北海道天然記念物である「西別湿原ヤチカンバ群落地」については、専門家による保護対策検討委員会での協議を継続し、保護対策と管理に努めるとともに、国の天然記念物指定に向けた調査を進めてまいります。

また、日本遺産「鮭の聖地」のストーリーについては、本町にかかわる構成文化財も多いことから、知名度を高めて観光客の増加につながるよう、積極的なプロモーション活動を行ってまいります。

郷土資料館は、施設の老朽化が喫緊の課題となっており、引き続き整備方針を検討するとともに、町の歴史、文化や自然にかかわる資料の収集、整理保管、調査研究を進め、展示物の充実を図ってまいります。

また、「ふるさと講座」、「郷土学習出前講座」や「出前移動展」を積極的に開催し、ふるさと「べつかい」への郷土愛の高揚を図ります。

5点目は、「活力に満ちた地域をつくるスポーツの振興」についてです。

すべての町民が、生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりができる町民皆スポーツの実現をめざします。

そのために、スポーツ協会等と連携をし、地域の特性やスポーツ施設を有効活用した、いつでも、だれでも気軽にできる、スポーツの普及を図ってまいります。

また、スポーツの普及を通し、人と地域のつながりを深めた活力ある地域づくりを推進

するほか、障がいのある人も気軽にスポーツ活動に参加できるよう関係団体と連携し、パラスポーツを通して健常者との交流機会を検討してまいります。

さらに、スピードスケートを中心に国内外で活躍する本町出身のスポーツ選手全体を応援する後援会を今後、新たに設立するとともに、少年団等の指導者の育成と支援を行うことで、スポーツの振興とスポーツによる町づくりを進めてまいります。

なお、令和２年度の「第４２回別海町パイロットマラソン」は、新型コロナウイルス感染症拡大により中止としましたが、今後もスポーツ交流による人づくりと町づくりのため令和３年１０月３日の開催に向け、多くのランナーが参加できるよう準備を進めてまいります。

以上が、令和３年度に取り組む重点施策となります。

むすびになりますが、教育行政執行方針の実現には、地域、学校、家庭、行政が一体となり、「チーム別海」で取組を進めていくことが必要です。

別海町教育委員会は、地域ぐるみで共に支えあい、町民の学びが育まれ、「笑顔あふれるまち べつかい」となるよう、本町の教育振興・発展に取り組んでまいります。

最後に、町民の皆様、議員の皆様の深い御理解と御協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

以上で、教育行政執行方針の説明を終わります。

◎日程第８ 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第８ 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程されました際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は議案が３１件、諮問が１件です。

まず、議案第４号から議案第１１号までの８件は、令和３年度各会計予算です。

一般会計では１９０億１，６００万円、特別会計、企業会計合わせた全会計の総額で、２８１億４，４４４万円となり、対前年度比で１．９％の増となっています。

次に議案第１２号から議案第１９号までの８件は、令和２年度各会計補正予算です。

一般会計の主な補正内容としては、ほとんどの経費において執行額の確定により減額となりますが、国の補正予算に伴う畜産クラスター事業、道営水産基盤整備事業のほか、農業水路等長寿命化事業、生涯学習センター公衆無線ＬＡＮ整備事業などの繰越予定事業の計上により、一般会計で７億１，７４０万円の増額となるほか、後期高齢者医療特別会計で保険料収入の増額見込みにより広域連合納付金の増額、水道事業会計では、収益的支出で減価償却費の確定見込み等による増額、資本的支出で執行額の確定などにより減額とし、その他の特別会計、企業会計では、執行額の確定などによってそれぞれ減額補正とするものです。

議案第２０号「別海町国民健康保険条例の一部改正」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正により、新型コロナウイルス感染症に関する記述を改正するもので

あります。

議案第２７号「別海町生活支援事業条例の一部改正」は、近年の原材料費の高騰や人件費の増などにより、配食サービス事業の業務委託単価を見直すことに伴って、利用者負担を改定するほか、業務委託先の拡充など所要の改正を行うものであります。

議案第２２号「別海町介護保険条例の一部改正」は、令和３年度から令和５年度を計画期間とする第８期介護保険事業計画における介護給付費等の増額に対応するため、第１号被保険者の保険料率の改正のほか、介護保険法施行規則の一部改正により、保険料の減免に関する所得指標の見直しなど、所要の改正を行うものであります。

議案第２３号から議案第２６号までの４件については、いずれも国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備等運営に関する基準等の一部改正に伴い、感染症対策の強化など、介護サービス等の基準を改正するものであります。

議案第２７号「別海町普通河川管理条例の一部改正」は、北海道の河川法施行条例の一部改正に伴い、本町の流水及び土地の占用料を改正するものであります。

議案第２８号「別海町集落排水施設設置条例の一部改正」は、農業集落排水施設の調査診断業務の結果において、中春別地区の計画処理対象人口が減少したことから、中春別農業集落排水施設の計画人口を改めるものです。

次に、議案第２９号から議案第３１号までの３件については、工事請負契約の締結についてです。

いずれも予定価格が１件５，０００万円を超えることから、議会の議決を求めるものです。

議案第３２号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、計画策定済みの８地区の辺地について、事業費の増額等に対応するため、総合整備計画を変更しようとするものです。

議案第３３号「別海漁港における公有水面埋立について」は、別海漁港改良工事に係る公有水面埋立に関し、北海道知事から公有水面埋立法の規定に基づく意見を求められたことから、同意することについて議会の議決を求めるものです。

議案第３４号「町道の路線認定及び廃止について」は、事業の実施等に伴い、変更認定及び新規認定合わせて３路線を認定し、２路線を廃止しようとするものです。

諮問第１号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、令和３年６月３０日をもって、人権擁護委員１名の任期が満了することから、法務大臣への候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

どうぞ、御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、提出案件の概要についての説明を終わります。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君）　ここでお諮りします。

提出されております議案第２０号から議案第３４号までの１５件と、諮問第１号の合わせて１６件については、会議規則第３９条第３項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第34号までの15件と、諮問第1号の合わせて16件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第 9 議案第12号から日程第16 議案第19号まで

○議長（西原 浩君） 日程第9 議案第12号令和2年度別海町一般会計補正予算（第9号）、日程第10 議案第13号令和2年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第11 議案第14号令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、日程第12 議案第15号令和2年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）、日程第13 議案第16号令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第14 議案第17号令和2年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第15 議案第18号令和2年度町立別海病院事業会計補正予算（第3号）、日程第16 議案第19号令和2年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）の8件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この8件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第12号令和2年度別海町一般会計補正予算（第9号）の説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第12号の内容を説明いたします。

別冊の令和2年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度別海町一般会計補正予算（第9号）。

令和2年度別海町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,740万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億9,460万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加、変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の追加、変更は、「第4表地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表歳入歳出予算補正」で補正額の欄で申し上げます。

まず「歳入」です。

1款、町税で1項から4項で5,556万1,000円の増。

2 款、地方譲与税、1 項と 2 項で 3, 2 0 0 万円の減。

8 款、環境性能割交付金、1 項で 1, 1 0 0 万円の減。

1 3 款、分担金及び負担金、1 項と 2 項で 2, 0 1 1 万 4, 0 0 0 円の減。

1 4 款、使用料及び手数料、1 項から 3 項で 2 2 万 5, 0 0 0 円の増。

1 5 款、国庫支出金、1 項から 3 項で 2, 6 0 8 万 6, 0 0 0 円の減。

1 6 款、道支出金、1 項から 3 項で 7 億 7, 7 0 9 万 9, 0 0 0 円の増。

1 7 款、財産収入、1 項と 2 項で 3 9 6 万 7, 0 0 0 円の減。

1 8 款、寄附金、1 項で 7 3 5 万円の増。

1 9 款、繰入金、1 項で 4, 5 8 6 万 9, 0 0 0 円の減。

2 1 款、諸収入、2 項及び 4 項と 5 項で 1, 6 1 9 万 1, 0 0 0 円の減。

2 2 款、町債、1 項で 3, 2 3 9 万 2, 0 0 0 円の増。

歳入合計で 7 億 1, 7 4 0 万円の追加です。

4 ページをお開きください。

続きまして「歳出」です。

1 款、議会費、1 項で 7 6 万 6, 0 0 0 円の減。

2 款、総務費、1 項から 3 項及び 5 項と 6 項で 2, 6 6 5 万 6, 0 0 0 円の減。

3 款、民生費、1 項と 2 項で 7, 8 9 7 万円の減。

4 款、衛生費、1 項と 2 項で 8, 5 2 9 万 1, 0 0 0 円の増。

5 款、労働費、1 項で 9, 0 0 0 円の減。

6 款、農林水産業費、1 項から 4 項で 7 億 9, 1 7 0 万 4, 0 0 0 円の増。

7 款、商工費、1 項で 1 0 0 万 6, 0 0 0 円の増。

8 款、土木費、1 項から 5 項で、3, 1 0 9 万 4, 0 0 0 円の減。

9 款、消防費、1 項で 2 8 8 万 7, 0 0 0 円の減。

1 0 款、教育費、1 項から 6 項で 2, 0 2 1 万 9, 0 0 0 円の減。

歳出合計で 7 億 1, 7 4 0 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ

2 3 8 億 9, 4 6 0 万円とするものです。

6 ページをお開きください。

「第 2 表繰越明許費」で全 7 件の設定となります。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、光ファイバ整備事業は、町内全域の光回線整備工事ですが、年度内での完了が見込めないため、事業費を翌年度へ繰り越しをしたいとするもので金額は 2 8 億 9, 1 9 0 万円です。

6 款、農林水産業費は 4 件で、1 項、農業費、畜産クラスター事業は国の補正予算に伴う各畜産クラスター協議会への補助金で 8 億 3 1 7 万 7, 0 0 0 円。

2 項、広域農業対策費、農業水路等長寿命化事業は、国庫補助の追加採択を受けまして、別海、泉川、西春別浄水場の薬品注入設備の更新工事を予定するもので 3, 8 3 5 万 7, 0 0 0 円。

4 項、水産業費は 2 件で、道営水産基盤整備事業は、国の補正予算に伴い北海道が実施する尾岱沼漁港整備事業の負担金事業で 2, 3 0 0 万円。

続く農林漁業振興奨励事業は、1 2 月補正で計上いたしました別海漁協が実施する非常用電源施設設置にかかる北海道からの間接補助事業補助になりますけれども、北海道が繰越予算とするため、3 6 5 万円を設定するものです。

8 款、土木費、4 項、住宅費は、公営住宅等整備事業において、このたび入札を終えま

したイーストタウン寿団地1号棟改修工事関連経費で1億2,436万1,000円。

10款、教育費、5項、社会教育費、生涯学習センター公衆無線LAN整備事業は、国の補助採択を受けまして、現在建設を進めております生涯学習センター内の公衆無線LANを整備するもので948万2,000円を計上し、繰り越しをしたいとするものです。

次に、「第3表債務負担行為補正」で今回は1件の追加と4件の変更です。

まず、追加ですが、中小企業振興資金利子補給補助金は、中小企業融資条例に基づきまして、令和2年度借入資金に対する利子補給で、期間は令和3年度から令和17年度まで、限度額は1,763万3,000円です。

7ページにお進みください。

続いて変更ですが、1点目、草地畜産基盤整備事業、畜産担い手総合整備型再編整備事業の豊原美原地区及び新酪中春別地区は、いずれも事業費の精査により増額が見込まれることによるもので、それぞれの期間に変更はございませんが、限度額につきまして、1点目の豊原美原地区は7億6,458万5,000円から7億7,963万4,000円。

2点目の新酪中春別地区は2億5,330万8,000円から2億5,457万5,000円に変更するものです。

続きまして、公の施設に係る指定管理者に対する委託料は2件で、別海町ふれあいランドはコロナ禍の影響による減収に伴いまして、指定管理費の増額を今回の補正予算に計上しておりますが、これにより翌年度の指定管理費に不足が見込まれることによるもので、期間に変更はありませんが限度額を2,400万円から2,445万6,000円に変更するものです。

次の野付半島ネイチャーセンターは、ネイチャーセンター敷地の冬季間の除雪業務を指定管理業務として追加することによるもので、期間に変更はありませんが限度額を8,076万円から8,212万5,000円に変更するものです。

次に、「第4表地方債補正」です。

今回は追加と変更を行うもので、まず追加の2件になります。

1点目は、先ほど繰越明許費でも御説明いたしました、生涯学習センター公衆無線LAN整備事業にかかる借り入れで限度額は250万円。

次の減収補てん債は、地方揮発油譲与税、地方消費税交付金、町たばこ税について、これらの令和2年度の本町の歳入が国の基準による算定よりも減収する見込みとなりまして、その減収部分に対する補てん債を起こせるための借り入れで限度額は2,019万2,000円です。

いずれも起債の方法は普通貸借または証券発行、利率は3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。

ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものです。

8ページをお開きください。

ここからは変更になります。

1段目の地域生活バス購入事業、以下、9ページにわたりまして、全29事業となりますが、限度額を追加変更したいとするものについて御説明いたします。

まず、上から6段目の漁港整備事業は、国の補正予算に伴い北海道が実施する尾岱沼漁

港整備の負担金に伴うもので、限度額 6 3 0 万円から 2, 9 3 0 万円。

また、8 ページ中ほどになりますけれども、南 1 号地区基幹農道整備事業から本ページの一番下段の北中西別地区農道整備事業までの 9 事業、こちらにつきましては、道営農道整備事業に係る負担金に伴うもので、各地区の事業配分額の精査確定見込み額の通知により、事業間で限度額の増減がありまして、このうち、中段の南 1 号地区基幹農道整備事業は、限度額 2, 3 6 0 万円から 2, 6 9 0 万円。

三つほど下の北矢臼別地区農道整備事業は、限度額 1, 8 0 0 万円から 1, 9 7 0 万円。

次の開南地区農道整備事業は限度額 1, 5 7 0 万円から 1, 9 7 0 万円。

そして、次の北栄地区農道整備事業は、限度額 1, 1 2 0 万円から 1, 2 2 0 万円にそれぞれ追加変更したいとするものです。

また、9 ページにお進みいただきまして 1 段目の協和第 1 地区基盤整備促進事業から 6 段目の根室中部 7 号支線地区基盤整備事業の 6 事業については、町が事業主体の農道関連事業ですが、こちらも事業内調整による増減により、大成 5 3 線地区基盤整備促進事業は、限度額 2, 2 2 0 万円から 2, 3 1 0 万円。

次の北栄西地区基盤整備促進事業は 2, 0 4 0 万円から 2, 0 5 0 万円にそれぞれ追加変更したいとするものです。

その他の事業につきましては、事業費の確定などに伴い、限度額を減額するもので、事業ごとの説明は省略させていただきます。

なお、変更するすべての事業において、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上 9 ページの一番下になりますが、追加と変更の合計で補正前の限度額 2 1 億 8, 8 4 1 万 9, 0 0 0 円に 3, 2 3 9 万 2, 0 0 0 円を追加し、補正後の限度額を 2 2 億 2, 0 8 1 万 1, 0 0 0 円とするものです。

次に、1 1 ページから最終ページ 1 1 1 ページまでは、歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明につきましてはすべて省略させていただきます。

以上で、議案第 1 2 号一般会計補正予算（第 9 号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第 1 3 号令和 2 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を求めます。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい。

議案第 1 3 号の内容説明をいたします。

別冊の令和 2 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

令和 2 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 2 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8, 5 0 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 億 9, 7 9 0 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開きください。

「第1表歳入歳出予算補正」です。

補正額の欄で申し上げます。

まず「歳入」です。

1 款、国民健康保険税、1 項で8,018万7,000円の減。

2 款、国庫支出金は本款新設となります。

1 項で3,530万9,000円の増。

3 款、道支出金、1 項で5,754万6,000円の減。

4 款、財産収入、1 項で9万5,000円の減。

5 款、繰入金、1 項と2 項で1,712万8,000円の増。

7 款、諸収入、1 項と2 項で39万1,000円の増。

歳入合計で8,500万円の減額です。

3 ページにお進みください。

次に「歳出」です。

1 款、総務費、1 項から4 項で165万円の減。

2 款、保険給付費、1 項で8,000万円の減。

5 款、保健事業費、1 項と2 項で325万5,000円の減。

6 款、基金積立金、1 項で9万5,000円の減。

歳出合計で8,500万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億9,790万円とするものです。

次の5ページから15ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

17ページをお開き願います。

「補正予算給与費明細書」です。

1、特別職は「別海町国民健康保険運営協議会委員」が該当するものです。

下段の比較の欄で申し上げます。

職員数につきましては、補正前と変更はございません。

給与費の報酬で15万3,000円の減。

給与費計で15万3,000円の減。

共済費はございませんので、合計でも15万3,000円の減となっております。

以上で、議案第13号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第14号令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） はい。

議案第14号の内容説明をいたします。

別冊の令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,320万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,130万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表歳入歳出予算補正」で補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

2款、使用料及び手数料、1項と2項で171万7,000円の増。

3款、国庫支出金、1項で864万4,000円の減。

4款、財産収入、1項で8万円の増。

5款、繰入金、1項で1,355万3,000円の減。

7款、町債、1項で1,210万円の減。

0款、諸収入0項で70万円の減。

歳入合計で3,320万円の減額です。

次に3ページ、「歳出」です。

1款、総務費、1項で86万5,000円の減。

2款、下水道施設費、1項で2,041万8,000円の減。

3款、集落排水施設費、1項と2項で1,191万7,000円の減。

歳出合計で3,320万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,130万円とするものです。

4ページをお開きください。

「第2表、繰越明許費」です。

3款、集落排水施設費、1項、農業集落排水施設費、農業集落排水事業2,492万円は執行残に伴う追加工事で、中春別地区排水処理施設のブロワーやポンプ等の機械設備の更新となりますが、年度内の事業完了が困難なことから繰り越しとするものです。

次に、「第3表債務負担行為補正」の廃止です。

令和2年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償と別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担、令和2年度融資分の2項目について借入希望がなかったことによる廃止です。

次に、5ページ、「第4表地方債補正」の変更です。

2件で事業費の確定見込みによる減額となりますが、農業集落排水事業につきましては、追加採択が受けられる見込みがあったことから、12月補正で追加計上しましたが、受けられなかったことにより減額とするものです。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業、限度額4,190万円を700万円減額し、3,490万円とし、農業集落排水事業、限度額5,090万円を510万円減額し、4,580万円とするものです。

いずれも起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので説明を省略いたします。

合計では、補正前の限度額１億１，０４０万円から１，２１０万円を減額し、補正後の限度額を９，８３０万円とするものです。

次の７ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略いたします。

以上で、議案第１４号下水道事業特別会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） ここで午後１時まで休憩いたします。

午前１１時５７分 休憩

午後０時５７分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第１５号令和２年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）の説明を求めます。

○老人保健施設事務長（竹中利哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（竹中利哉君） はい。

議案第１５号令和２年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）の内容について説明いたします。

別冊の介護サービス事業特別会計補正予算書１ページをお開きください。

令和２年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）。

令和２年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４３０万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億９，２２０万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

２ページをお開きください。

「第１表歳入歳出予算補正」です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

１款、介護サービスサービス費、１項で１，２９８万円の減。

２款、使用料及び手数料、１項と２項で５４３万４，０００円の減。

４款、繰入金、１項で１，４１６万６，０００円の増。

６款、諸収入、１項で５万２，０００円の減。

歳入合計で４３０万円の減額です。

次に、「歳出」です。

１款、介護サービス事業費、１項で４３０万円の減。

歳出合計で４３０万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億９，２２０万円とするものです。

３ページから１０ページまでの歳入歳出予算補正予算事項別明細書の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で、議案第15号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第16号令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を求めます。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

議案第16号の内容説明をいたします。

別冊の令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,240万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表歳入歳出予算補正」です。

最初に「歳入」です。

補正額の欄で説明します。

1款、保険料、1項で38万5,000円の減。

3款、国庫支出金、1項と2項で277万4,000円の増。

4款、支払基金交付金、1項で1,484万8,000円の減。

5款、道支出金、1項と2項で763万6,000円の減。

7款、繰入金、1項で990万5,000円の減。

歳入合計で3,000万円を減額します。

次に「歳出」です。

1款、総務費、1項から3項で279万1,000円の減。

2款、保険給付費、1項で2,460万円の減。

3款、地域支援事業費、1項と3項で260万9,000円の減。

歳出合計で3,000万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,240万円とするものです。

3ページから15ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては説明を省略いたします。

以上、議案第16号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第17号令和2年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい。

議案第17号の内容説明をいたします。

別冊の令和2年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和２年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。

令和２年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７３０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億８，９８０万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

２ページをお開きください。

「第１表歳入歳出予算補正」です。

補正額の欄で申し上げます。

まず「歳入」です。

１款、後期高齢者医療保険料、１項で１，００１万８，０００円の増。

２款、国庫支出金は本款新設となります。

１項で１万６，０００円の増。

３款、繰入金、１項で２９０万円の減。

４款、繰越金、１項で１６万６，０００円の増。

歳入合計で７３０万円の追加です。

次に「歳出」です。

１款、総務費、１項と２項で２５万４，０００円の減。

２款、後期高齢者医療広域連合納付金、１項で７５５万４，０００円の増。

歳出合計で７３０万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億８，９８０万円とするものです。

次の３ページから８ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第１７号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第１８号令和２年度町立別海病院事業会計補正予算（第３号）の説明を求めます。

○病院事務課長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（小川信明君） はい。

議案第１８号の内容説明をいたします。

別冊の町立別海病院事業会計補正予算書の１ページをお開き願います。

令和２年度町立別海病院事業会計補正予算（第３号）。

第１条、総則。

令和２年度町立別海病院企業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条、業務の予定量。

予算第２条の業務の予定量を、次のとおり改める。

２項、年間患者数。

１号、入院、１，８２５人増で２万１，９００人とする。

２号、外来、５，３４１人減で６万５２９人とする。

３項、１日平均患者数。

1号、入院、5人増で60人とする。

2号、外来、22人減で248人とする。

第3条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の1款、病院事業収益、1項から3項合わせて1億2,923万5,000円を減額し、合計で21億325万1,000円とする。

次に、支出の1款、病院事業費用、1項から3項合わせて6,475万5,000円を減額し、合計で23億5,756万7,000円とする。

続きまして、2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,797万8,000円は過年度分損益勘定留保資金7,797万8,000円で補てんするものとする。）

収入の1款、資本的収入は、2項で1,102万1,000円を減額し、5億3,812万円とする。

次に、支出の1款、資本的支出は、1項で1,139万2,000円を減額し、6億1,609万8,000円とする。

第5条、企業債の変更。

予算第5条に掲げる企業債を次のとおり変更する。

起債の目的、医療機械器具購入事業、補正前の限度額1,860万円を補正後の限度額1,810万円とする。

院内総合情報システム整備事業、補正前の限度額550万円を補正後の限度額540万円とする。

特別減収対策企業債。

補正前の限度額2億6,810万円を補正後の限度額2,110万円とする。

なお、起債の方法及び利率並びに償還の方法は補正前と変更はありません。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおり改める。

1号、職員給与費、1,240万1,000円を減額し、12億1,253万6,000円とする。

2号、交際費、96万6,000円を減額し、33万4,000円とする。

3ページをごらんください。

第7条、他会計からの補助金予算。

第8条に掲げる金額を次のとおり改める。

1号、医師及び看護師等の研究研修に要する経費、262万5,000円。

2号、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、2,538万3,000円。

3号、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、895万9,000円。

4号、児童手当に要する経費、573万円。

5号、院内保育所に要する経費、1,762万7,000円。

6号、医師の派遣を受けることに要する経費、1,871万2,000円。

第8条、たな卸資産の購入限度額。

予算第9条に掲げるたな卸資産の購入限度額。

2億8,600万円を、2億6,030万円に改める。

5ページから9ページまでの補正予算実施計画及び補正予算実施計画説明書の説明は省略させていただきます。

10ページをお開きください。

「令和2年度補正予算町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。

現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

資本増減額の見込みで4,419万5,000円の減額となり、資金期末残高で3,275万6,000円となる予定です。

続きまして、11ページをごらんください。

補正予算給与費明細書です。

1、総括。

下段の比較欄合計で説明いたします。

職員数について増減はありません。

給与費のうち、給料435万円の減。

報酬・賃金、300万円の減。

法定福利費、505万1,000円の減。

合計で1,240万1,000円を減額し、補正後の合計額を12億1,253万6,000円とするものです。

続きまして、13ページをお開きください。

令和2年度町立別海病院事業予定損益計算書です。

右下から3行目をごらんください。

当年度純損失見込み1億9,765万1,000円となる見込みで、一番下の当年度未処理欠損金が25億8,455万3,000円となる見込みです。

14ページの「令和2年度町立別海病院事業予定貸借対照表」と15ページの「注記表」の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第18号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第19号令和2年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） はい。

議案第19号の内容説明をいたします。

別冊の令和2年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、総則。

令和2年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1 款、水道事業収益、1 項と 2 項で 1,781 万 8,000 円を増額し、10 億 5,920 万円とするものです。

収益的支出です。

1 款、水道事業費用、1 項と 2 項及び 4 項で 3,878 万円を増額し、8 億 5,215 万 5,000 円とするものです。

第 3 条、資本的収入及び支出。

予算第 4 条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3 億 6,557 万 5,000 円は、減債積立金、2 億 1,354 万 9,000 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,894 万 4,000 円、過年度分損益勘定留保資金 1 億 2,308 万 2,000 円で補てんするものとする。）

資本的収入です。

1 款、資本的収入、1 項と 2 項で 695 万 3,000 円を増額し、2 億 120 万 3,000 円とするものです。

資本的支出です。

1 款、資本的支出、1 項で 1,632 万 9,000 円を減額し、5 億 6,677 万 8,000 円とするものです。

2 ページをお開きください。

第 4 条、企業債。

予算第 5 条で定めた起債の限度額を次のように改める。

変更です。

起債の目的、農業水路等長寿命化事業で、これは追加採択による増額追加となります。

限度額 1,590 万円に 1,120 万円を追加し、2,710 万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので説明を省略いたします。

合計で補正前の限度額。

1 億 8,580 万円に 1,120 万円を追加し、補正後の限度額を 1 億 9,700 万円とするものです。

第 5 条、たな卸資産購入限度額。

予算第 9 条に定めた棚卸資産の購入限度額。

1,888 万 9,000 円を 1,526 万 2,000 円に改める。

3 ページから 8 ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

9 ページをお開きください。

「令和 2 年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。

現金の流れを示した表になります。

下から 3 行目をごらんください。

資金増減額の見込みです。

1 億 4,134 万 6,000 円を増額となり、最下段の資金期末残高、28 億 4,099 万 8,000 円となる予定です。

次に 10 ページをお開きください。

令和 2 年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から4行目をごらんください。

当年度純利益の見込みです。

1億7,810万1,000円となる予定です。

次の11ページ「令和2年度別海町水道事業予定貸借対照表」と12ページの「注記表」の説明は省略いたします。

以上で、議案第19号水道事業会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第12号から議案第19号までの令和2年度別海町各会計補正予算の8件について、内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和2年度別海町各会計補正予算の8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第19号までの8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎日程第17 議案第29号

○議長（西原 浩君） 日程第17 議案第29号工事請負契約の締結について、北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政部長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政部長。

○財政部長（寺尾真太郎君） はい。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、76億4,148万円。うち消費税及び地方消費税額6億9,468万円。

別海町地区整備分として、26億590万円。うち消費税及び地方消費税額2億3,690万円。

4、契約の相手方、札幌市中央区大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社、北海道事業部長、阿部隆。

次に、本案提出に至るまでの経過について御説明いたします。

本工事は、町内の光ファイバ網整備地域に超高速ブロードバンドサービスを公設で提供するものですが、公設方式で整備を実施する本町を含む道内12自治体と北海道が構成員となります、北海道公設光ファイバ整備推進協議会が設立されまして、当協議会において、整備方針及び契約手法等の検討が行われてきました。

本事業は、情報通信基盤の設計、整備及び施工管理と高度な技術力を有することが不可欠で、また、整備後の保守管理業務を含め一元的に遂行される必要がありますが、この技術力と管理運用の実績を持ち、確実に施工できるものは、東日本電信電話株式会社のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきまして、東日本電信電話株式会社との特命随意契約により進めることとして決定されたところであります。

また、契約の方法につきましては、本町が代表自治体となり、各自治体から契約に関する委任を受けまして、見積合せを執行したところであります。

見積合せの執行は、2月24日、東日本電信電話株式会社から提出された見積額は、予定価格の範囲内でありましたことから、契約の相手方として決定することとし、現在仮契約中であります。

なお、工期についてですが、補助事業の事務手続上、本契約日の翌日から年度内の3月31日までとなりますが、本契約後すぐに工期延長の変更契約の手続を行い、変更後の工期は、令和4年3月31日を予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の160ページをお開きください。

議案資料160ページになります。

工事概要書です。

工事概要書のうち、整備の内容になりますが、光ファイバケーブルを電気事業者及び電気通信事業者の既存の電柱への共架により実施するものです。

別海町における当該光ファイバケーブルの延長は、キロメートル換算で約1,147キロメートルです。

整備対象地域は記載のとおり、おおむね別海町一円となります。

続いて、整備のイメージ図になりますが、NTTの通信ビル内から各施設、各家庭など建物の直近にある北電柱やNTT柱までが今回の工事の対象範囲となります。

最後に、下段には北海道公設光ファイバ整備推進協議会の構成団体について記載しております。

北海道が会長となり、本町を含め12市町で構成されております。

以上で、議案第29号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第29号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○14番（佐藤・雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤・雄君） いよいよもって高度無線が入ることになりまして、別海町一円ということですけど、当初見積っていか参加希望をとったと思うんですけど、現時点ではどのぐらいの利用戸数の中での数字になっているかちょっと内訳、もし差し支えなければお願いしたい。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） それでは、お答えします。

今回のこの事業整備にあたって、事前にですね、この工事を実施するにあたって希望したいっていう戸数調査はしています。おおむね約1,300戸ほどですが、実際この工事に入ってですね、実際申し込みするとすれば、この戸数にならないかもしれませんが、現時点ではその戸数を予定しています。

以上です。

○議長（西原 浩君） 佐藤議員よろしいですか。

○14番（佐藤・雄君） はい。

○議長（西原 浩君） それでは、そのほか質疑ございませんか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

1点なんですが、財政課長説明の中で、ほぼ全域っていう言い方があったかなと思うんですね。ちょっと確認をしたいんですが、全町くまなくというふうに理解していいのか、あるいはどこか一部漏れるというような状況になるか、そこを確認したいと思います。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） お答えします。

ほぼ全域ですけども、今回のこの光ファイバのですね、整備事業につきましては、国の補助制度活用をしていますので、過大にならない設計が必要となっています。

こういうことで、現在の住宅あるいは施設、道路もない隅々までですね、光ケーブルを敷設していくといった設計にはなっておりませんが、事前加入申し込みやこれまでの各地からの要請要望など情報をもとにですね、NTT東日本と調査しながら設計しております。

その設計に沿ってですね、整備を進めていこうと思っております。

さっき言ったように、隅々までということではないんですけども、ほぼ全域に、この光ファイバを敷設予定というふうになっております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） しつこいようですが、利用しないのにそこに敷設するっていうことは無駄だっていうふうには思います。

確認したいのはですね、希望するあるいは希望が予想されるというところは、大体敷設されるというふうな理解でよろしいのか。

そこを確認したいと思うんですが。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） お答えします。

例えばですね。

農家地区で言いますと、高齢で例えば後継者のいない農業経営者が光サービスの利用を

希望しないで、事前加入申し込みの提出がなかったと予想した時に、ただ将来的にそこがですね、新規就農者の受け入れ場所として、例えばＪＡとかで計画してであれば、今回ですね、取りまとめした時にＪＡの協力も得てですね、調査した経過もあって、その時に、ＪＡとして新規就農者受け入れ予定地として、事前加入申し込みをですね、そういう地域であったとしても、そういう可能性があれば、申込書を提出するようということと説明しておりますので、そういうところも含めて今回計画を組んでおります。

以上です。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） 努力をしているのはわかりました。

できるだけ緻密に調査をしてですね、将来にわたっても漏れなく利用できるように、努力をしているということは答弁の中でわかりましたけれど、今後ですね、どんな事態が起こるかはいろいろ予想がつかないところもあるんですけども、仮にですね、今回敷設しなかった場所がある。

そこで利用したいということに仮になったとしたらですね。

仮定の話に答えられないという話もあるかもしれませんが、仮にそういうことがあったとしたら、今後、それは措置されるというふうに措置されるというか、何らかの整備がされるというような考え方でよろしいかどうか確認したいと思います。

○議長（西原 浩君） 中村委員これ、工事の契約締結のことですので、契約の判断をできる範囲内でお願いしたいんですけども。

今のは今後の課題ということで、お願いしたいと思います。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） それでは、そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） それでは、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで、討論を終わります。

これから、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第１８ 発議第１号については、会議規則第３９条第３項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第１８ 発議第１号については委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第 18 発議第 1 号

○議長（西原 浩君） 日程第 18 発議第 1 号別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○10番（小林敏之君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番小林議員。

○10番（小林敏之君） 別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

昨年11月に、議会基本条例調査特別委員会が実施したアンケートの調査により、町民から新型コロナウイルス感染症対策、秋サケの不漁について多数の声が寄せられ、このほか、ふるさと交流館の運営や感染症に対応するワクチンの接種など、これら喫緊に解決しなければならない町政課題に対して、議会としてどのような対応をしていくべきか議会運営委員会で協議を行いました。

その結果、この3月定例会終了後も必要な調査を速やかに行っていくことを確認したところであります。

しかしながら、現行の委員会条例においては、5月に臨時会を開いて、議員任期後半の議会運営委員、常任委員の選任を行うわけですが、構成された委員会が行いたいとする審査・調査は6月定例会まで行うことができず、また、同定例会において継続審査・調査を議決した後は、所管との調整を行った上で7月以降に行われ、実質2カ月間の調査の空白が生じかねないという心配があることから、このほど委員会条例の改正を行い、この3月定例会において議員任期後半の委員会構成を決定することといたしました。

それでは、提案内容の説明をいたします。

発議第1号別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和3年3月4日、別海町議会議長、西原浩殿。

提出者、別海町議会議員小林敏之、同松壽孝雄、同戸田憲悦、同木嶋悦寛、同今西和雄
なお、改正文の朗読は省略し、議案資料をもって説明いたします。

議案資料の1ページをごらんください。

条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

改正後の欄で説明をいたします。

第4条の「常任委員及び議会運営委員の任期及びその期間」については、第1項のただし書きを改め、議員任期前半の議会運営委員及び常任委員の任期を議員任期2年目の満了を迎える年の第1回定例会の最終日の前日とするものとし、改正前のただし書きの内容については、第3項第4項に繰り下げ、第2項の次に1項追加し、これを規定するものです。

次に、第7条の「委員の選任」については、「会期の始めに」を削ります。

以上の改正により、現在の議会運営委員と、常任委員の任期については、本定例会最終日に予定する委員の選任の直前までとするものです。

その他条文の改正については、文言の整理であります。

裏面２ページをお開きください。

最後に附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものであります。

以上で、発議第１号の内容説明を終わります。

御審議の上、すみやかに御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 発議第１号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） それでは、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで、討論を終わります。

これから、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 選挙第１号

○議長（西原 浩君） 日程第１９ 選挙第１号別海町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、選挙管理委員及び補充員が３月１８日で任期満了になることに伴い、地方自治法第１８２条第１項及び第２項の規定に基づき選挙するものであります。

ここでお諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選の方法を用いることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

選挙管理委員に鎌田敦子さん、永野英俊さん、廣島朋子さん、永田雅夫さんを指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長指名した方を、選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

ただいま指名しました鎌田敦子さん、永野英俊さん、廣島朋子さん、永田雅夫さんが選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員には次の方を指名いたします。

第1順位に阿部美さん、第2順位櫻井弘さん、第3順位に北島和治さん、第4順位三原眞佐子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長指名した方を、選挙管理委員の補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位に阿部美さん、第2順位櫻井弘さん、第3順位北島和治さん、第4順位三原眞佐子さん、以上の方が順序のとおり選挙管理委員の補充員に当選されました。

ここでお諮りします。

この後、特別委員会を開催するため、本日の議会散会後は休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、本日の議会散会後は休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長(西原 浩君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前10時から本会議を行いますので、御参集願います。

皆さん大変御苦労さまでした。

散会 午後 1時48分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員